

議 事 日 程 （ 第 1 号 ）

平成20年 9 月16日（ 火曜日 ） 午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 平成19年度第三セクターの経営状況の報告について
- 日程第 5 議員派遣の件
- 日程第 6 一 般 質 問
- 日程第 7 報 第 4 号 平成19年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 8 報 第 5 号 平成19年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 9 議案第58号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第10 議案第59号 東白川村議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第60号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第61号 東白川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第62号 東白川村監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第63号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第64号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第65号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（ 第 3 号 ）
- 日程第17 議案第66号 平成20年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（ 第 1 号 ）
- 日程第18 議案第67号 平成20年度東白川村介護保険特別会計補正予算（ 第 1 号 ）
- 日程第19 議案第68号 平成20年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（ 第 1 号 ）
- 日程第20 議案第69号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（ 第 3 号 ）
- 日程第21 議案第70号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 認定第 2 号 平成19年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第 3 号 平成19年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第 4 号 平成19年度東白川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第 5 号 平成19年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第 6 号 平成19年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第 7 号 平成19年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（ 7 名 ）

1 番 安 江 利 英

2 番 服 田 順 次

3 番 今 井 保 都
5 番 安 江 浩
7 番 熊 澤 光 介

4 番 安 倍 徹
6 番 安 江 祐 策

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	今 井 俊 郎	会 計 管 理 者	安 江 清 高
総 務 課 長	楯 光 一	村 民 課 長	安 江 弘 企
産 業 建 設 課 長	松 岡 安 幸	教 育 課 長	安 江 宏
診 療 所 事 務 局 長	安 江 裕 尚	農 務 係 長	今 井 英 樹
監 査 委 員	安 江 正 彦		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 書 記	河 田 孝
------------------	-------

開会及び開議の宣告

○議長（今井保都君）

ただいまから平成20年第 3 回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（今井保都君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、6 番 安江祐策君、7 番 熊澤光介君を指名します。

会期の決定について

○議長（今井保都君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月25日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月25日までの10日間に決定しました。

例月出納検査結果報告

○議長（今井保都君）

日程第 3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成20年 9 月16日、東白川村議会議長 今井保都様。東白川村監査委員 安江正彦、東白川村監査委員 熊澤光介。

例月出納検査結果報告。

平成20年 6 月分及び 7 月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定により報告する。

検査の対象 平成20年度 6 月分及び 7 月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2 . 検査の時期 平成20年 7 月25日及び平成20年 8 月27日。

３．検査の結果 平成20年 6 月末日及び平成20年 7 月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数はすべて関係書類に合致し正確であった。以上です。

○議長（今井保都君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

平成19年度第三セクターの経営状況の報告について

○議長（今井保都君）

日程第 4、平成19年度第三セクターの経営状況の報告についてを議題とします。

本件について、報告者の説明を求めます。

産業建設課長 松岡安幸君。

○産業建設課長（松岡安幸君）

それでは、第三セクターの経営状況ですが、平成20年 9 月16日、東白川村議会議長 今井保都様。東白川村長。

平成19年度第三セクターの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定による平成19年度第三セクターの経営状況について、下記のとおり報告する。

記、報告を要する法人名及び提出書類。

法人名でございますが、株式会社ふるさと企画、提出書類が、別添「定時株主総会」提出資料。株式会社東白川は、別添「定時株主総会」提出資料。有限会社新世紀工房、別添「定時株主総会」の提出資料でございます。

以上でございますが、この報告は地方自治法の定めにより、地方公共団体が2分の1以上出資している法人の経営状況について毎年議会に報告することになっていますので、東白川村の出資していますこの三つの第三セクターの経営状況について提出するものでございます。

なお、この提出書類は、ここにはございませんが、去る 7 月11日に行われました第 7 回の議会全員協議会で提出して御説明をさせていただきましたので、本日は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（今井保都君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成19年度第三セクターの経営状況の報告についてを終わります。

議員派遣の件

○議長（今井保都君）

日程第5、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣の件について御説明申し上げます。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で読み上げますので、よろしくお願いします。

1番、小学校運動会、児童の健康増進に資する、小学校、平成20年9月27日、議員全員。

2番目、保育園運動会、園児の健康増進に資する、みつば保育園、平成20年10月4日、議員全員。

3. 山・川・海思いやりの森植樹、山と海、それぞれの立場の相互理解を深める、越原曲坂、平成20年10月25日、議員全員。

4. 加茂郡消防連合演習、地域防災に資する、はなのき会館、平成20年10月26日、議員全員。

5. 中学校合唱フェスティバル、教育振興に資する、中学校、平成20年10月26日、安江浩議員。

以下、下段の部分におきましては、議長決裁により議員を既に派遣しておりますので、報告を避けたいと思います。目をお通しいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

一般質問

○議長（今井保都君）

日程第6、一般質問を行います。

通告者は4名です。

通告順に質問を許可します。

1番 安江利英君。

〔1番 安江利英君 一般質問〕

○1番（安江利英君）

今回もCATVの今後ということで2点ほど質問をさせていただきますので、どうかよろしくお願いをいたします。

このCATV、前安江啓次村長の格別の尽力により建設されまして、今まで機能しておるわけですが、年月がたちますと多少の問題も出てくるというところで、まず1点目ですが、今の設備のままで続けていけるつもりですかということで、現CATVは光ケーブル等が出てくる前の同軸ケーブルと中継機器で設備されていますので、雷に非常に弱いということが露呈されております。現にここ一、二年、神付、陰地、下野等々で落雷によって機能がストップしまして、非常に御迷惑をおかけしておるというところですが、この件につきましては、修理代等につきましては保険等で賄えるというようなことを聞いておりますけれども、機能的にしっかりと動かないということが村民の方々に非常に迷惑をかけておるんじゃないかということを感じておるわけですが、こういったことを考えたときに、少しずつでもかえていかないと、光ケーブルということになるかと思えますし、お金もかかることもあります。そんなようなことも考えておく必要があるんじゃないかということが1点目です。

次に、今の運営方法や職員体制のままでやっていけますかということですが、現在、正職員3人、21年にはもう1名復帰ということだそうです。臨時職員が3人から4人の体制で運営されておりますが、先般いただきました資料の中を見ただけでも、人件費だけでも年間3,000万円ほどがかかっておりますが、対投資効果としてそれだけの価値があるかなというようなことも考えているところです。

また、放送状態につきましても、定時放送のほかは天気予報が一日じゅう流れておるというような状況ですが、それで本当にそれだけのことが必要だろうか。天気予報を流すだけでもそれなりにお金がかかるというようなことを聞いておりますので、そんなようなことを考えながら、今後の保守点検にはやっぱりそれなりのお金もかかっていくだろうということも考えられますので、その辺、村長がどういう考えでやっていけるかということをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

それでは、安江利英議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに設備についてでございますが、2011年のデジタル化に向けて避けて通れない変更がございます。BSデジタルの送出装置、自主放送のデジタル交換と送出装置は必須でございます。議員御指摘の雷の被害でございますが、雷の電気によりブレーカーが落ちて、御迷惑をかける場合が多々あるわけでございます。実際に機械が壊れたのは開設以来2度でございますが、これは議員御指摘のように保険を掛けておりますので、経済的には大丈夫でございますが、村民の皆様に御迷惑をかけるということはあるわけございまして、大変申しわけないと思っております。同軸ケーブルと光ファイバーの関係は、光信号を電気信号に変える、その場所がどこに要るかというわけでございます。現在では約20戸に1ヵ所あるわけで、そこが雷でブレーカーが落ちますと20戸が見えなくなるわけでございます。いずれにしても、この光ファイバーを、例えば各戸まで引くということになりますと、もちろん長所・短所はございますが、今度は各戸で電気信号に変えてテレビを見るということになるわけございまして、一戸一戸になるわけでございます。そういう場合、1戸が故障すれば1戸だけで済むというわけですが、それなりの変更に係る費用がかかるわけでございます。いずれにしても、技術的なことについては、私がここで申し上げても、素人でございますし、後ほど全員協議会の場で資料を提出して詳しく係の方から御説明をいたします。いずれにしても各戸まで、光信号にしても、どこかで電気信号に変えなくてはならないというのは御理解をいただけることと思います。

それでは、次に職員体制でございますが、現在の仕事の量を考えますと、私は今の人数で適当と思っております。使用料で全額を賄うというわけには現在のところいかないわけでございますが、村の持ち出しが年間500万円ほどあります。これは、村の広報とか、葉っぱビジネスとか、いろんなことについては村は使用料を払っておりませんので、当然であるとは思っておりますが、特に昨年から始めております地域ICTモデル構築事業もここで今までもやってきましたし、今後2年間、この場所でやるわけでございます。その後、民間へ移していくわけでございますが、その間は現状では少し人数が、人的な補強をしなくてはいけないから、一つの部門としてCATVの中でやりたいと思っておりますので、お願いをしたいと思います。特にこのICT事業は、8月に総務省の着手指令をいただき、木造建築組合の了承もいただきましたので、今月中に委員会を立ち上げます。そのような予定でありますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、天気予報があいた時間はみんな流れておるわけでございます。これにつきましては、長時間流しても、短くても要ることは一緒であるわけですが、CATVが農林水産省の補助事業でもありますので、農業の支援の意味もあってテレビで流しておるわけでございます。このもとであります気象ロボットは、平成8年に農業支援の目的で1億円をかけて完成いたしました。それで、データの解析と維持管理費として、年間135万円を支払っております。平成8年にできた当時は、

30軒の農家に端末を設置し、ファクスで送っていたものでございます。CATVが完成と同時にテレビに切りかえ、全村民に見ていただけるように、いつでも自分の地域の天気予報、気象状況が見られるという、これは一応目的は農業関係ということですが、どんな場合でも気象状況は必要でございますので、見ていただいておりますのでございまして、したがってこの135万円の維持管理・解析費については、産業建設課の予算で支出をしております。CATVからは支払っておりませんが、いずれにしても村からこれだけのお金が出ることは間違いのないわけで、少しでも、いつでもということでテレビで流しておるわけでございます。これは例えば半分に減らしても、産業建設課の135万円は少しも減らないわけで、どの程度節約になるか私も定かではございませんが、電気料が多少ようけかかるのかなあとは思いますが、そんな事情で現在は流しております。そういうことでございますので、今後、先ほどの機器の件でございますが、当然老朽化をしてまいりますので、取りかえていかなくてはなりません。光をどこまでにするとか、そういうことは、費用対効果を今後考えながら、議員の皆様方にも御指導いただいて、一番よい方法を見つけていきたいと私は考えておりますので、また御指導をよろしくお願いいたします。

○議長（今井保都君）

再質問。

〔1番議員挙手〕

安江利英君。

○1番（安江利英君）

一番の問題点は、このCATVができるときに、スタジオつきでなければできなかった、補助金が出なかったこともあると思います。それがゆえに、それなりの負担もしていかなければならないという面もありますし、職員も使っていかなければならないということもあろうかと思いますが、この辺でややおくれておった七宗であるとか、白川であるとかは、業者が入ってこの面をカバーすると。それから、全国的に見てもケーブルテレビの普及のことに关しましては、総務省の予算がかなり大きくついてくるというようなことも出ておりますので、その辺を考えたときに、現状のままやっていくのがいいか悪いかという問題点もあると思います。その中で、これから5年、10年先を見据えて、どうせ保守管理、それから問題点も出てきますので、長期的な計画を立てておくとか、それからそれなりの制度があったら補助金なども考えながら対応していくということも考えていくことは必要ではないかということをご提案させていただきたいと思ひます。

それから、職員体制の方についてですけれども、村長はこのままでいいと言っておりますので、それでいいのですが、前も僕は特別会計へ出しなさいというふうをお願いをしましたよね。それで、今は役場の職員の方の説明ですと、交付税措置があると、過疎債に対して戻しがあるからということですが、それでも負担していかなければならない部分は確実にありますので、その辺もしっかり見据えて、例えば視聴率を調べてみて、こういうふうだからもうちょっとどうしようとか、具体的に問題点を淘汰していくということは僕は大事じゃないかというふうに感じておるところですが、いいか悪いかは別として、特別会計へ出して、これだけお金がかかっておるものがどれだけ

の価値があるよということを村民の方に知らしめていくということが必要ではないかというふうに思っておりますので、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

施設のことにについては、議員のおっしゃるとおり老朽化してまいりますので、今後どのような保守をしていくかということは考えていかなければならないと思います。人員のことにつきましても、私もできれば節約はしたいと思っておりますが、現在保守に1人は出ておりますし、それから中も現在の自主番組をつくって放送しておるという現状からいいますと、かなり忙しいという面はございます。それで、後発の白川町、七宗町あたりを業者がやるということでございますが、これとは違って、東白川村の場合は非常にパーセントが高く加入していただいておりますので、議員おっしゃるように特別会計にするかどうかは、またこれは別の問題ですが、やはり人件費、それから施設の点検・保守等にかかるものをはっきりせよというお話だろうと思いますが、これは予算の中でも計算すれば一応わかることではございますので、それをまとめれば特別会計のような形にはなるわけですが、それも今後考えてはいきたいと思っておりますが、いずれにしても、大勢のパーセントの方々が視聴していただく自主番組、そして広報等は非常に村としての特徴あるCATVであると現在では理解しております。視聴率がどのようなものであるかということは、審議会の委員の方にもお聞きをするわけですが、結構こういうものは好評であるとか、こういうものは少し減らした方がいいんじゃないかというような御意見も伺って、そのように近づくように番組の編成等も考えて、職員も一生懸命皆さんに見ていただけることを第一義にして編集をし、そしてまた放送をしております。現状でいいからあとは改善をしないということではございませんので、折に触れてだんだんと形も変わっていくものであらうと考えております。またいろんな面で御指導をいただきますように、お願いをいたします。

○議長（今井保都君）

再質問。

〔1番議員挙手〕

安江利英君。

○1番（安江利英君）

これはお答えいただかなくても結構ですが、使用料金等につきましては、今細かい資料を持っておりませんけれども、可児であるとか、岐阜県内で幾つかのところを見ましたけれども、料金的にはかなりリーズナブルな設定になっておりますので、その辺もこれから考えながらいろいろ工夫をしていただけるといいなあとと思います。

以上で終わります。

○議長（今井保都君）

2番 服田順次君。

〔 2 番 服田順次君 一般質問 〕

○ 2 番（服田順次君）

それでは私は、自主運行バスについてのことについて一般質問させていただきたいと思います。

ことし 4 月に始まったグローバルマナーによる原油高騰は、ガソリンを初め消費物価にはね返っており、我々庶民にとっては非常に厳しい状態であります。村の財政においても同じであり、村長が当初からおっしゃってみえたとおり「入りをはかり、出を制す」ということが大変大事であるというふうに思っております。

そこで、今村内を走っておるバスでございますけれども、村民にとっては大事な足でございます、その実態はどういうふうになっているかと見ますと、非常に乗っているお客さんというのが少ないように感じております。来年 3 月からは加茂高の白川校舎への通学生徒はいなくなるわけでありまして、だんだんだんだん乗客の数が少なくなっていくと思うのであります。そうした実態を調査されたことはあるのかどうかということと、4 月から立ち上げられておりますプロジェクトチームの財政担当のテーマの中にもありましたが、昨年そうしたものに対しての今後の検討はどういうふうになっておるかということをお伺いしたいと思います。

また、これに関しましては、県の補助金と一般会計を合わせて支出金 1,300 万余りが充てられておるわけでございます、今後村民の足として最少の経費で最大の効果を上げるということについて、いま一度検討していく必要があるのではないかと。こうした点では、ほかの自治体、町村においてはコミュニティーバスとか、また東白川においては、このほかにも福祉支援バスとか高校生の通学バスなどを運行されておるわけでございますけれども、これもあわせてどのように考えておられるか、村長の御意向をお伺いしたいと思います。

○ 議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

○ 村長（安江眞一君）

服田順次議員の御質問にお答えをいたします。

村内を走っております濃飛バスの運営状況ですが、大明神から白川口行きが 6 本あります。2 本が土曜日運休でございます。白川口から大明神行きは、これも 6 本あります。1 本が土曜日運休でございます。両方向で年間推計延べ 1 万 6,700 人が利用をいたします。これは平成 19 年の実績でございます。平成 11 年には約 4 万 6,300 人で行きました。平成 20 年度では、恐らく平成 11 年の 3 割程度の乗客数になるようでございます、あくまでも推計でございますが。補助金については、来客の減少と経費の増大によって年々大きくなってまいります。平成 18 年度までは県が 3 分の 1、村が 3 分の 2 でしたが、平成 19 年度に制度の見直しがありまして、県が 26%、村が 74% となりました。単純に村の負担を取り出しますと、平成 11 年度、567 万 3,000 円で行きました。これが平成 20 年度予算では 957 万 1,000 円です。県の予算が 344 万円でございますので、議員御指摘の 1,300 万円余となるわけでございます。支援バスの補助金は急カーブで増加をし、村財政を圧迫いたします。特に、来年 1 年で白川高校が廃校となったとき、どのような状況になるのか予想しながら、高校生の支援

バスとの関連も含めて、県や白川町と連絡を取り合い、新しいシステムを構築しなければならないと考えております。いずれにしても、議員御指摘のように村民の足でございます。非常に少なくなったとはいえゼロではございませんので、この方たちの足をどうするのか、これはただ費用対効果ばかりは申しておれない面もございますので、現在の福祉のバス等との関連あたりも十分に検討しながら今後結論を出していかなければならない。特に、白川高校が廃校になったらどのようになるか、今のところ家から通われる高校生がどれくらい見えるかもわかりませんし、ちょっと不確定な場面もありますが、いずれにしても乗客が減って予算がふえているというのは事実でございますので、今後村も何らかの方法を考えていかなければならないと考えております。また、アンテナを高くしていきたいと思っておりますので、御指導の方、またよろしくお願いをいたします。

○議長（今井保都君）

再質問。

〔２番議員挙手〕

服田順次君。

○２番（服田順次君）

今の村長の御答弁にもありましたように、年々負担というか、支援金額というのがふえてくるわけですが、これについては、お話の中にありましたように、費用対効果で帳消しになり、プラスにならないかんとか言うつもりはございませんし、また当然これは行政サービスの範囲内ということであると思います。ただ思いますのは、効率をよりよくするために、お話の中にもありましたように福祉バス、そうしたものを今後どういうふうな形で考えていくかということについては、先ほどの僕の一般質問の中にも入れましたように、そうしたプロジェクトで考えてみえるということでございますし、また新しいシステムを構築しなきゃいかんのではないかとおっしゃってみえるわけですので、ぜひともその辺のところも含めて、コミュニティーバスとかの方がいいのか悪いのか、また今の状態をどこら辺まで続けるのかということについては、十分に精査・検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。御答弁は結構でございます。

○議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

どのような方法にするかということはまだ話し合っておらないわけですが、新潟県の中山間地域では、ＩＴＳのデマンドバスというのを実証実験されたそうでございます。これはＩＴＳですので、インターネットを使って、例えば私はどこで何時ごろ乗りたいという注文を出して、それを基地からバスへ通信で、どこどこで何々という方が待ってみえるというようなことを直接通信でやりながら、乗りたい人を、どこでもというわけではないと思いますが、一定の場所へ出ていただければとまって乗せていくというような、これは中山間地域でやる生活交通充実プロジェクトという、国土交通省北陸信越運輸局の報告でございますが、こういうものもあるということでございます。どのようなものか、まだ私もちらっと読んだだけで内容は把握しておりませんので、今後の課題と

して、こういうことも特にこういう山間地の村では考えないかなあと思っておるところでございます。いずれにしても、皆さんともどもこの交通手段については一度考えなくてはならない問題であると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今井保都君）

5 番 安江浩君。

〔 5 番 安江浩君 一般質問 〕

○ 5 番（安江 浩君）

私は、自然エネルギーへの取り組みということで質問をいたしたいと思います。

自然エネルギーには水力、あるいは地熱、風力、そして太陽光発電と、全国それぞれの地域でそれぞれ実際に取りつけておられるところもあると聞いております。そんな中で、太陽光発電というものについて、本村に取り入れることはできないかということを視点に質問をさせていただきます。

経済産業省は、原油高や地球温暖化問題を踏まえた新エネルギー政策をまとめ、提言しました。その中で、太陽光発電の本格普及を目指し、割高な家庭用発電システム設置費を半額に引き下げるため、第2次補助制度を2009年にも導入する。これは洞爺湖サミットで日本の地球温暖化対策として打ち出した「福田ビジョン」の中で2020年までに10倍としたのを受けた措置であり、今や形であらわし、実績としての政策を求める時代と言えるでしょう。村民に啓蒙・奨励するとともに、率先して地球温暖化防止となる大気汚染削減に熱意の高さを示す機会が到来していると考えます。

そこで伺います。電力に伴う大気汚染となるCO₂排出量がこの5年間で6%増となったことから、2030年までに20%削減数値の目標としています。政府は、太陽光発電設置に一般家庭、公共、企業等、広い分野での取り組みに支援の予算措置をする方向を示しています。本村は、支援を受ける補助の中でモデルとなるべく太陽光発電システムの設置を、2009年の小学校改修工事にあわせて取り組めないか伺います。これは、その時期がちょうどタイミングがよく、また最も効果的な熱意をあらわすところとして取り組めないか伺ったところでございます。

参考資料をちょっと添えておきます。発電能力に伴う経済性等が算出できます。

何より大切なことは、金銭的損得に向かうのではなく、大気汚染を少しでもなくし、地球温暖化防止に熱意を持って実績の効果を示すことだと思います。村の姿勢に大きくその意義と付加価値的期待効果を見ることができ、健康で安心・安全につながる村の姿をアピールできると思いますが、村長のビジョンの中での取り組みへの考えを伺いたいと思います。

特にまた、小学校ということ指定しておりますが、これは中学校を合わせて9年間、義務教育の中での人間形成の上で非常に教育的効果が大きいということを伺いたいと、そんなところの御答弁をいただければと思います。

○議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

安江浩議員の質問にお答えをいたします。

議員御指摘の地球温暖化防止の考え方には、私も同感でございます。9月から始めましたレジ袋有料化もその一端であると思っております。小さなことでも実行することが大切でと思っております。

来年に迫った小学校の大改造に太陽光発電を設置したらどうかという提言でございます。このことについては、費用対効果だけでなく、教育的効果も考えられる事件であります。今年度、小学校大改造の設計を発注いたしましたので、その中で地球温暖化防止の精神を生かすようお願いをいたしたところでございます。ただいま設計の途中でございますが、現在の段階でちょっと予算がオーバーをしております。どこをどう節約するかが議論となっております。その上に太陽光発電と、ちょっと今言い出しにくいところではございますが、いずれにしても、いつかはこういうことも必要であろうかと思っておりますので、東白川小学校の場合、シミュレーションをいたしますと、20キロを設備して年間1万8,618キロの発電をいたしますと、CO₂の削減が5,855キロ、石油の節約で申しますと4,226リットル、金額にして年間40万9,592円の節約となります。これだけやろうとすると、初めの設備費が2,000万円、資料の金額と一緒にございますが、20キロで2,000万円かかるわけでございます。これに対する国・県の補助とか、補助残が過疎債でどうであろうかということももちろん考えなくてはならないことではございますが、いずれにしても、今、設計の途中でございますが、中へ盛り込めるような形になればよろしいわけですが、もしそうでない場合には、音楽室の雨漏りというのは塗ただけでは防げないということで、これはトタンの屋根にすることになっております。ちょうどその面積が20キロワット発電できる面積と一緒にございますので、向きもよろしいということで、大変条件はそろっておるわけで、ここを設置できるような屋根にしておく。そうすると、年度は別としても、また予算は別としてもいつかはできるのではないかなあと思っておりますので、この設計については、設置ができるような設計にさせていただくようお願いをしておるところでございます。

また、ほかの地球温暖化に対する教育効果ということになりますと、太陽光発電だけでなく水力発電でもいいんじゃないかということは思って、前々から見学をしたりしておりましたところ、少しの水で発電ができると。そして、予算も30万、50万の世界でございますが、一度見に来ていただけることになりまして、見ていただこうかなあと思っております。何にするかということはまだ決定はしておりません。この水力発電ですと本当に教育的効果大でございます、電気を使うところまでは行かないと思います。いずれにしても、このような考え方で学校の建設等に着手をしていきたいと思っております。

大変まとまらないことで、「こうします」というはっきりしたお答えができずに残念ではあると思いますが、御指摘には賛同をいたしたいと思っておりますので、また今後よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（今井保都君）

再質問。

〔5番議員挙手〕

安江浩君。

○ 5 番（安江 浩君）

ただいまの村長の御答弁に、気持ちの上で大変賛同いただいていると思って、この問題は地球環境につながることで避けては通れない、国も、行政、地方自治体も、あらゆる分野でこのことに配慮しながら、自然エネルギーというものの取り組みというものは何を意味するかということは、よく答弁の中で御理解をしておっていただけたことに感謝を申し上げますが、他方、経済的、財政的、それはよくわかっていることで、消極的と受け取れる御答弁を伺ったわけでございます。この問題は実現するかしないかではなしに、実現しなくてはならないという積極的な御答弁を私は期待しておったわけでございます。消極的な分野はむしろアピール度を下げるということで、この村の将来像、村長のビジョンの中に、どうしてもこれだけは村の姿として取り組んでいきたいという強い意志と姿勢を持って可能な限りの努力をしてもらいたい、そんなふうに考えます。例えば、先ほどちょっとお話のありましたCATVを通じての建築業界の取り組みの中で、東白川の家を発信していくのに、この東白川の家にはこうした発電システムが設置されているよというようなことも今後浮かんでくるのではないかと。それがまた大きなポイントとなって、発注量もふえるということも考えられるのではないかと、そういった前向きな姿勢。この東白川のきれいな空気、きれいなところで大気汚染はありませんが、そういうところでも熱心にこれに取り組んでいくということが村の姿勢の基幹として考えていただけたらと思ひまして、質問させていただきました。終わります。

○ 議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

○ 村長（安江眞一君）

議員の皆様の後押しをいただいて、ぜひ積極的に行きたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長（今井保都君）

4 番 安倍徹君。

〔 4 番 安倍徹君 一般質問 〕

○ 4 番（安倍 徹君）

それでは、診療所に移行しての問題点と、付随しております療養病床についてお伺いをしたいと思います。

さきの定例会において、東白川病院として最後の事業会計の決算認定がされました。18年度はさまざまな経営の改善をされまして、402万9,000円という黒字を出しておったわけでございます。ところが、19年度は入院、外来患者数とも減少をいたしまして、ちょっと大きな800万超の赤字決算となっております。その中で、診療所になりましてから半年が過ぎたわけでございますが、使い勝手のよかった病院から一応制約のある診療所になったということで、夜間の診療、あるいは休・祭日の休診、救急患者の受け入れができなくなったこと等々を含めまして、いろいろな問題点が出てきておるようでございます。これは当初予想されたことではありますが、だんだん高齢者になった

家庭、あるいは子育て中の家庭につきましては、やっぱり不安は当然のことだろうと思っております。

村では今現在、病院への高齢者を中心とした福祉バスの運行をされております。200円かかるわけですが、2台で行っております。これも老人がふえまして、また全域が回り切れませんので、この時間帯で2台のバスということはとても無理だろうと思います。この辺のところも問題点があるのではないかなと思います。

それから、子供さんの夜間の診療についてでございますけれども、やっぱり問い合わせするところが救急の場合しかない、救急車しか呼べないような状況。ちょっと心配であるが、これはどう判断したらいいかというところで、どうも親御さんは迷っておられるようでございます。緊急に、引きつけなどを起こしたような状況のときは迷わず消防署でしょうが、ちょっと機嫌が悪いが診てもらった方がいいのではないかという判断はどうしたらいいのかという部分で、非常に不安を感じておられるということをお聞きしております。

今そういうアフター面をどのようにされているのか、そこら辺のところもちょっとお伺いしたいわけですが、それともう1点は、そういう今の村民に対してということと、それから先ほども申し上げましたように、費用がどうも最初の予想よりは余計かかるのではないかなあと。診療所になって患者数もどうしても減っていきます。そして、費用も減るかといいますと、どうもそういうわけにはいかないということで、国の中では病院が経営破綻をしてやめたりという場合が新聞などで報道されています。こことしては本当に大切な病院ですので、何としてもこれを維持していかなければならない。しかし、とめどもなくつぎ込むという資金もございませんので、今費用がかかっても、何らかの方策を講じて存続を図っていかなければならないのではないかと思います。病院についてはこの辺の考え方、村長さんに、診療所になりましてから半年、問題点がある程度わかってきた時点で現在のお考えをお聞きしたいと思います。

これに付随して療養病床についてでございますが、厚労省が、35万床の療養病床、この中には健康保険からやるもの25万床と、それから介護保険から費用を支払われる介護型の15万床、合わせて35万床でございますが、2012年までに6割削減をすると、いわゆる15万床にしてしまうということでございました。ところが、先月の報道によりますと、これはいろいろな問題点が指摘をされておまして、大幅に削減を緩和するということが出ておりました。大体、報道によりますと22万床にするということでございますから、7万床減らすのを緩和するということでございます。その報道の中で、どこの病院はどれだけ減らすか、どの施設はどれだけ減らすかということなんですが、これは県段階が決めるということが書いてございました。ということは、国が決めるのではなくて、県の段階で減らされるのは決めるということでございますので、特にここの東白川村は高齢者比率が非常に高いわけでございます、岐阜県の中でも。もっと小さく集落になってみますと、2集落は限界集落、いわゆる年齢が65歳以上の方が半分以上を占めておるといふ集落もあらわれておりますので、この点、どうしても必要であるということをお願いしていく必要があるのではないかと。これは新聞報道だけでございますので、今岐阜県がどういう状況であるかはちょっと調べておりませ

んが、この辺があるとするならば、村として総力を挙げて県にお願いして、配分を少しでも多くいただかないとこれは大変なことになるのではないかなあと考えております。

以上、2点について村長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

それでは、安倍徹議員の御質問にお答えをいたします。

前議会で認定をいただきました平成19年度の東白川村病院の決算は、議員御指摘のとおり、前年に比べ入院も外来も減少をいたしました。病院経営も苦しいわけですが、これは診療所へ移行するということで、そのような方針で後半は運営をいたしましたので、当然のことではあると思いますが、いずれにしても少しでも早く身軽になるようにということで、また医師不足や施設閉鎖のないように診療所に変換をしたわけですが、覚悟していたとおり、診療所になっても経営が楽になるということはないようでございます。まだ半年でございますので、確たるところはわからないわけですが、先ほど議員の御質問の中にありました夜の相談あたりも、初めは全くなかったようですが、最近はどうしたらいいだろうかというお電話が入るようになったと。これは、うちの方でもプロジェクトチームで夜間の相談受付窓口というものを設置するように検討を始めた時期と重なりまして、真摯に聞いておるようでございます。治療はできませんので、その病状ならどここの病院がいいでしょうとか、こちらで電話をいたしましょうとかというような対応を今はしておりますが、制度として村民の方にまだ発表しておりませんので、今後早期に、御相談は夜でも受け付けておりますというような形にしていくべきであると思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから療養病床の件でございますが、老健への転換ということを視野に入れております。受け入れする人数を減らすということはないようお願いをしまいたいと思っております。いずれにしても、簡素化できるものは簡素化し、サービスについても少しでも今までと変わらないように、制度的なものはいたし方ないわけですが、この地域の医療施設として今後も続けていけるような方針で事業をやっていくつもりであります。診療所が村民のかかりつけ医として親しまれるように、役職員一丸となって頑張っていく覚悟でございますので、また御指導をいただきたいと思っております。

また、職員を4名、看護師が多いということもありまして研修に出ておっていただきます。経済的なことはちょっと別といたしまして、新しい施設で新しい看護のあり方を勉強しておってくれるようで、半年たって皆さんの御報告をいただきました。非常に積極的に、こういうことがうちの病院ではできていなかったよとか、いろんなことを言ってくれますので、1年たったらまた交代で帰ってきてくれて、新しい風を吹き込んでくれるものと期待をしておるところでございます。

今後とも、大切な医療施設でございますので、あらゆる手を尽くして存続に力を入れていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（今井保都君）

再質問。

〔 4 番議員挙手 〕

安倍徹君。

○ 4 番（安倍 徹君）

それでは、再質問をお願いします。

費用のことですけれども、平成17年度、18年度にかけましては、病院のさまざまな見直しをかけられました。その効果は本当に数字となってあらわれまして、17年度の決算、それから18年度の決算とも黒字ということでございました。今、村長は過渡期であるから赤字になったと言われましたけれども、それにしても入院患者の減った昨年度、年間で延べ1,840人でございます。ちょっと大きいわけで、制度に移行をしたので減ったのか、皆さんに健康のいろんな指導が行き届いて健康になって減ったのか、その辺はちょっと統計をとったわけではございませんのでわかりませんが、ただ先ほど申して、御答弁がなかったわけですが、バスの、いわゆる老人の人の病院へ通う足の問題があると思います。現状は、民間であります、結構費用がかかるわけですから、200円のバス券を買っていただければ、今電話をすればその近くまで行っていただけるということですが、これをもう少し徹底する必要があるのではないかと。あわせて、その中でどうしても回り切れないような場合、服田議員の質問の中にもありましたように、福祉バスの運用の仕方をもっと幅広い面で勘考をしていく、バスが少なくなるということならば、この検討もしておっていただかんとぐあいが悪いかなあとと思います。

それから、病院の診療に対する質問へのシステムづくりをしておるということでございますが、これは当然宿直をされる方に、夜間の場合はいろんな質問が多いと思いますが、マニュアルの作成などをいたしまして、当然その方にどうなさいということとは言えませんので、近いところでは看護師さん、それから看護師さんが判断できないものについてはお医者さんに電話をして指示を仰ぐと、どのようにしたらよろしいですかと。診ていただくわけにはいきませんので、そのシステムづくりができないものかと。当然、夜間に出る費用というものは今年度も予算化をしているわけですが、それを増額してでもやっておかないと、これはだんだん皆さんの心配がたまって、よその病院へ足を運んでしまうという形にもなりかねません。この村の病院が使い勝手がよくて頼りになる病院として運営するためには、それなりの汗をかかないとできないと思いますので、村長、よろしく願いをしたいと思います。

毎年、こういう費用がないという御答弁が多いんですが、職員の皆さんや、あるいは村民の皆さんにも我慢をしていただいて黒字予算となり、4億どれだけの予算を余らせております。余って次へ送るということも大切ではありますが、その中の何割かは思っておる事業に展開をしていくと。足りないことを見越してとっておくという手法は、政治ではちょっとまずいんじゃないかと思います。ある程度村長の方針でもって飛び込んだ行政をしていく必要があるのではないかなあと。私も、安江議員ではございませんが、このことにちょっと不満を持っておりますので、その辺のところの前進する力をこれからは発揮していただきたいと思います。

それから、御答弁がございませんでした。療養病床について、二つ目の質問をしておりましたが、この点につきまして、不確定なことではありますが、先ほど青年のワークショップの中でこういう資料をつくりまして討論したわけなんです、これは村長も御存じだと思いますが、高齢者がほんと膨らんでおるわけです、急に。ここ10年、高齢者が一挙にふえるというのは完全にデータとして出ています。したがって、この療養病床の問題は、国が決めないからというのではなく、ビジョンを持つ必要があるのではないかと考えて質問したわけでございますので、この辺のところで、県はどのような対応をされておるのか。これは新聞紙上でございますので、ちょっと県へ確かめる時間がございませんでしたのでつかんでおりませんが、そのように書いてあるとするならば、これは運動をする必要があるのではないかと考えていますので、その点についてあわせて質問をいたします。

○議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

まず初めに、夜間の相談ですが、議員おっしゃるようなシステムをただいまつくっております。まだ発表しておりませんが、医者が必要なところは医者もお願いすれば来ることになっておりますし、もちろん間に合わないものについてはどうするというマニュアルをつくってやる予定でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、バス、足の問題については、現状どの程度不足をしておるものかちょっと私も把握はしておりませんが、今後、もう少し遠くまで行けば患者さんがこちらへ来ていただけるというようなことがあれば、そのような方策をとりたいと思いますし、特に19年度の患者さんが減ったということにつきましては、4月から診療所になるという前提のもとに秋からやっておりますので、そのような予約のとり方等々をやってきておりますし、入院患者も一気に4月1日から「はい皆さん、どこかへ行ってください」というわけにはまいりませんので、少しずつ減らしていった最後の4床にしたという経緯がございますので、当然とは思ってはおりませんけれども、残念ながら減ってきた。白川町も佐見の診療所を廃止するという事で、前年度から着手をしております。そういう事情もございまして、大きくこの変換期に患者が減ったということでございます。

それからもう一つ、療養病床については、いずれにしても本村の療養病床は廃止になりますので、これは老健に移行せざるを得ません。多少診療単価は、制度が違いますので少し減りますが、そのような方をここで収容するという施設を減らすわけにはまいりませんので、移行をする予定にしております。これは県の方の方針でございますので、そのようにしていく予定でございます。

それから予算のことに、余らずよりはほかへ使えということでございますが、余っておるというわけではございません。数字上どれだけかの黒字と出ておりますが、これは当然基金も、よその町村、また県の指導にはほど遠いものでございますので、その方面へも多少積み立てしていかなくはないということもございまして、もちろん余った分については来年度の予算にいたしまして村民の必要なものに使っていくつもりでございますので、御理解をいただきたいと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（今井保都君）

4番 安倍徹君。

○4番（安倍 徹君）

療養病床について、村長は今廃止ということで、県の方針であるということでございます。この方針が出るのはいつだったかちょっと聞いておりませんでした、そうなる予想は、そのこともあるという御答弁は前のときにいただいておりました。これは、療養病床は診療所になるということで、夜間の医師がおらないということも加味して指定廃止という形になるのか。費用投資をしてまだわずかな時間しかたっておりませんが、病床をやめてまでもつくったものを、五、六年でやめなきゃならないというような形を県がやれということならば、これはまた22日に県知事が見えればこの実情をお願いしていかないかということが1点。

それからもう1点は、果たしてあそこへ今おられる方がずっとほかの施設へ移るのができるかどうかという点が問題であらうなあとと思います。現状、今申し込んでもなかなか入れないというのが現状でございます。したがって、県がもうだめだからよそへ行ってもらおうという答弁でございましたが、どこへどう運ぶという予定があるのかということをおからやっておかないと、それは大変であらうかと思えます。県が言ったからできないよで切って捨てるというわけにはいきませんので、今でも近くのところへ割り振りをして、期間の限定とかいろんなものがあります。したがって、当てはまるところへ御老人の介護できない方をやってやるということも大変難しいことだと思います。これはどうされるかという質問でございましたので、この問題については御答弁は後でいいです、関連はしておりますけれども。もしお考えがあればということで、私の質問に対してはもうないよということでございますので、そのあたりにつきましてはまた私も勉強して、どのようにされるのか、またさせていただきますのでそれはいいですが、そういうことがわかっておれば、とにかく早目に村民の皆さんにそのことをお知らせしていくということもサービスかなと思っております。以上でございます。

○議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

私が申し上げたことは、老健に転換をするということですので、今入ってみえる方がどこかへ行っていていただくと、廃止してしまうということではございませんので、つけ加えておきますが、現在入っておられる方はほとんど全員の方が老健にそのまま残っていただけますし、数も減りません。

それから、療養病床が老健へ転換しなくてはならないというのは、制度のことでございますので、診療所の経営ということになるわけですが、多少単価的に安くなるかもしれませんが、現在入ってみえる方に大きな御迷惑をおかけするとか、今後老人がふえてくるがどこへも入れんよとか、そういうことではございませんので、どうか御理解をいただきたいと思えます。特に村民の方々にはその辺のところを御理解していただいて、今後とも利用をしていただきたいなあとということでござい

ますので、廃止ということではありませんので、転換をするというふうに御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（今井保都君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。11時10分より再開します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（今井保都君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

報第4号及び報第5号について（提案説明・質疑）

○議長（今井保都君）

日程第7、報第4号 平成19年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから日程第8、報第5号 平成19年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件を一括して議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

総務課長 楯光一君。

○総務課長（楯 光一君）

報第4号 平成19年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成20年9月16日提出、東白川村長。

次のページに一覧表を載せております。健全化判断比率につきましては、 の実質赤字比率、それから 連結実質赤字比率、 の実質公債費比率、 将来負担比率、この4点でございます。平成19年度の決算を受けまして、初めてこの比率の算定を行いました。 と の実質赤字、それから連結実質赤字比率につきましては、備考欄にありますように、いずれも黒字決算のため平成19年度は算定値が入っておりません。早期健全化基準は、実質赤字が15%、連結実質赤字比率が20%でございます。それから、 の実質公債費比率、これは3年平均で出していきますが、19年度は22.4ということで、早期健全化基準の25%を2.6%下回っております。4番の将来負担比率につきましては124.3ということで、これも早期健全化基準の350.0%を下回っているという状況でございます。

次のページは、監査委員さんの意見書が2枚ついております。

続きまして、報第5号 平成19年度決算に基づく資金不足比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成20年9月16日提出、東白川村長。

これにつきましては、次のページに資金不足比率一覧表ということで載せてありますが、法定企

業であります 3 番の病院事業会計につきましては、赤字が出ておりますけれども、この算定につきましては、流動負債と流動資産の二つを使っておりまして、流動資産が4,500万ほどございますし、流動負債が980万ということで、差し引きでは3,500万余の黒字と、資金が不足していないということで数値は上がっておりません。資金剰余でございます。それから、1 番目の簡易水道特別会計、それから 2 番目の下水道特別会計につきましても、これにつきましては、歳出額と歳入額を算定のもととしておりまして、いずれも資金剰余、黒字決算のため数値は上がってきておりません。経営健全化基準は、いずれも20%でございます。

なお、この報第 4 号と報第 5 号につきましては、19日の全員協議会の方で細部説明をまた担当の課長補佐の方からさせていただきますので、よろしくお願いします。

次のページには監査の意見書が載せてございます。以上でございます。

○議長（今井保都君）

ただいまの報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で日程第 7 報第 4 号 平成19年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから日程第 8、報第 5 号 平成19年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの 2 件の報告を終わります。

議案第58号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井保都君）

日程第 9、議案第58号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

○総務課長（楯 光一君）

議案第58号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法に基づき、別紙のとおり過疎地域自立促進計画を変更しようとする。よって、同法第 6 条の規定により議会の議決を求める。平成20年 9 月16日提出、東白川村長。

次のページでございます。変更でございます。区分 1、産業の振興のところ、それから 2 の交通推進体系のところにつきましては、事業主体が、変更前が「緑資源機構」という名称でございましたが、変更後が「森林総合研究所」ということで事業主体がかわった部分がございます、その変更と、それから産業の振興の 8 の観光又はレクリエーションのところ、道の駅の整備事業に対しまして過疎債の適用があったということで、この部分が追加でございます。それから、区分 3 の生活環境の整備のところでは、事業名 4、消防施設のところに、消防ポンプ自動車 1 台がことしの過

疎債の対象になったということで、ここで変更を上げさせていただきました。それから区分4、高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進というところで、(3)の保育所のところですが、保育園の改修事業のみつばの空調施設設置に対しましても過疎債の適用が受けられたということで、追加をさせていただきます。以上でございます。

○議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第58号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決いたしました。

議案第59号から議案第64号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井保都君）

日程第10、議案第59号 東白川村議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第15、議案第64号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの6件について、自治法改正関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

○総務課長（楯 光一君）

議案第59号 東白川村議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年9月16日提出、東白川村長。

朗読します。

東白川村議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。東白川村議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例。

以下、第1条から第6条までですが、「報酬」を「議員報酬」というふうに改めるものでございます。これは自治法の一部改正に伴う字句の訂正でございます。

附則としまして、施行期日が、この条例は公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用するというものでございます。

議案第60号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年9月16日提出、東白川村長。

東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

第1条中の「第203条」を「203条の2」に改めるというものでございますが、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項などを改めるものでございます。

附則としまして、施行期日、この条例は公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。以上でございます。

次に、議案第61号 東白川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について。東白川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年9月16日提出、東白川村長。

東白川村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例。東白川村特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条中「議員の報酬の額」を「議員報酬の額」に改める。

附則、施行期日、この条例は公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

これも地方自治法の一部改正に伴う字句の訂正でございます。

議案第62号 東白川村監査委員条例の一部を改正する条例について。東白川村監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年9月16日提出、東白川村長。

東白川村監査委員条例の一部を改正する条例。東白川村監査委員条例の一部を次のように改正する。

第7条中「監査委員は、」の下に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに」を、「法第233条第2項」の下に「及び第241条第5項」を加える。

附則としまして、施行期日、この条例は公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正に伴う訂正でございます。

議案第63号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年9月16日提出、東白川村長。

東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「公庫の予算及び決算に関する法第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

附則、施行期日としまして、この条例は平成20年10月1日から施行する。

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正でございます。

議案第64号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年9月16日提出、東白川村長。

この東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、前のものと一緒でございます。株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う一部改正でございます。

第16条第4項中「公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改めるというもので、施行期日としまして、この条例は平成20年10月1日から施行するでございます。以上です。

○議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 東白川村議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第64号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの6件について一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号 東白川村議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第64号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの6件は、原案のとおり可決されました。

議案第65号から議案第69号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井保都君）

日程第16、議案第65号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から日程第20、議案第69号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）までの5件について、補正関連

により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

○総務課長（楯 光一君）

議案第65号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第3号）。平成20年度東白川村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,332万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法並びに既定の地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。平成20年9月16日提出、東白川村長。

2ページの第1表の歳入歳出予算補正の朗読は省略させていただきます。

5ページの第2表 地方債の補正をお願いします。

まず、追加でございます。起債の目的、施設整備事業、これは消防ポンプ自動車の対象事業費の55%を借りられるというものでございまして、限度額810万円追加でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、他の起債と一緒にございまして、朗読を省略させていただきます。なお、これにつきましては、交付税措置が100%でございます。

次に臨時地方道整備事業、これは県道改良負担金事業に充当するというもので、限度額170万円追加でございます。交付税措置30%でございまして、これを借りることによりまして、県の貸付金を廃止しております。

次に災害復旧事業、これは6月20日から22日にかけての豪雨によります大沢林道の災害復旧の補助残の50%相当を借りるというもので、50万円の追加でございます。交付税措置が95%というものでございます。

6ページ、変更でございます。四つの起債がございしますが、いずれも限度額の変更ですので、その部分だけ説明をさせていただきます。

過疎対策事業、限度額が180万円減の5,530万円ということで、ふえたもの減ったものがございしますが、ポンプ自動車の整備で980万円ほど減っておりますし、中山間の負担金で160万円の減、それからみつば保育園の空調で50万円の追加、小学校の実施設計で930万円の追加ということで、このほかに道の駅の舗装もございしますが、差し引きで180万円の減というものでございます。

臨時財政対策事業、ここでは限度額が50万円の追加でございます。

それから、一般廃棄物対策事業は、交付税措置がないということで取りやめをさせていただきました。振興補助金が380万円いただけることになっております。

それから、県振興貸付金事業の360万円も、臨時地方道に予定しておりましたが、交付税措置が

ないということで取りやめをさせていただきまして、臨時地方道整備事業債の170万円を活用させていただくということでございます。

8ページの事項別明細書の1の総括の朗読説明を省略しまして、10ページの2の歳入から説明させていただきます。

11款1項11目災害復旧費分担金、補正額14万3,000円追加。大沢林道の分担金でございます。

13款2項3目民生費国庫補助金、補正額5万円追加。地域生活支援事業費の補助金ということで、自動車の運転免許取得に係るものでございます。2分の1相当でございます。

14款2項2目総務費県補助金、補正額106万8,000円追加。これは個人県民税徴収取扱交付金でございます。

3目民生費県補助金、補正額2万5,000円追加。これは、先ほどの地域生活支援事業の4分の1相当の県の補助金でございます。

4目衛生費県補助金、補正額380万円追加。県の振興補助金ということで、パッカー車の更新に係るものでございます。

7目商工費県補助金、補正額130万円追加。これも二つございます県振興補助金で、PR看板の整備事業が20万円と、こもれびの館の改修事業に110万円でございます。

10目教育費県補助金、補正額112万9,000円追加。1節の教育総務費補助金のところでは、高校生通学支援で22万9,000円。それから、小学校費の補助金で90万円の追加。小学校の校舎の屋上防水工事に係るものでございます。

11目災害復旧費県補助金、補正額71万4,000円の追加。林道災害復旧事業の補助金でございます。

14款3項2目総務費県委託金、補正額1万2,000円の減額。住宅・土地統計調査委託金の確定による減でございます。

8目土木費県委託金、補正額7万円追加。リバープレーヤーの河川維持修繕委託金でございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額1万6,000円の追加。説明欄にあります伊藤様から指定寄附をいただいたものでございます。

18款1項1目繰越金、補正額65万6,000円追加。前年度繰越金でございます。

19款4項4目雑入、補正額104万1,000円追加。神土北コミュニティ消防センターの自販機の電気使用料、それから福祉医療費の過年度分の戻し入れ金、それから社会福祉協議会の委託金のホームヘルプサービス分の精算金でございます。

次のページのところで、高校生の通学バス利用者の負担金が、16口回数券分が8万円でございます。

20款1項3目民生債、補正額50万円の追加。みつば保育園の空調設備改修に係る過疎対策事業債です。

4目衛生債、補正額590万円の減額。パッカー車更新に係る一般廃棄物処理事業債の減額でございます。

6目農林水産業債、補正額160万円の減額。中山間地域総合整備事業の過疎債の減額でございます。

す。

8 目土木債、補正額210万円の減額。県道改良の県貸しの分が360万円の減、それから道の駅駐車場舗装工事の確定による過疎債の減が20万円、それから県道改良の臨時地方道整備事業債が170万円の追加でございます。

9 目消防債、補正額170万円の減額。ポンプ自動車の過疎債の980万円の減額と施設整備事業債の810万円の追加でございます。

10目教育債、補正額930万円追加。小学校の大規模改造事業に対します過疎債の適用ということで、930万円の増額でございます。

11目災害復旧債、補正額50万円追加。林道災害の復旧事業に係る災害復旧債です。50万円の追加でございます。

13目臨時財政対策債、補正額50万円の追加でございます。

次に、13ページの3の歳出でございます。2 款 1 項 1 目一般管理費のところでは、補正額 3 万 9,000円の追加。9 月22日の知事の来村諸経費ということで、消耗品で郵便料等でございます。

2 款 2 項 2 目賦課徴収費、補正額275万3,000円追加。説明欄にありますように、電算処理の委託料の4万2,000円と、村税の還付償還金が271万1,000円ということでございます。

次に14ページ、2 款 5 項 1 目統計調査費、補正額 1 万2,000円の減額。額の確定によります調査費の需用費等の減額、報酬、旅費の追加等でございます。

3 款 1 項 2 目福祉医療費、補正額240万5,000円の追加。説明欄にあります扶助費のところでは42万3,000円の追加と、償還金のところで前年度の福祉医療費助成事業補助金精算返還金が100万8,000円。それから、重身老人のところも扶助費と償還金が出ております。

3 款 1 項 3 目保健福祉費、補正額31万5,000円追加。障がい福祉計画策定事業に係る諸経費でございます。それから、下の段の地域生活支援事業につきましては、自動車の運転免許取得費用助成金ということで、上限の10万円を予算化しております。

4 目老人福祉費、補正額 1 万円の追加。介護予防・地域支え合い事業の外出支援サービスに係るものの委員等謝礼 1 万円でございます。

16ページへ行きまして、3 款 2 項 2 目認可保育所費、補正額14万6,000円の減額。みつば保育園の空調設備改修工事の確定によります14万6,000円の減額でございます。

4 款 1 項 5 目環境対策費、補正額はゼロでございますが、指定寄附金をいただきましたので財源補正でございます。

6 目廃棄物対策費、補正額22万1,000円減額。パッカー車更新に係る額の確定による減額補正でございます。なお、財源としましては、一般廃棄物債の方で590万円の減額、振興補助金380万円の追加というものでございます。

6 款 1 項 3 目農業振興費、補正額11万円追加。これは野猪さくでございますが、今回 8 件追加ということでトータルで40件分、総額で56万円というものでございます。

6 款 1 項 7 目農地費、補正額 8 万2,000円追加。農地総務費のところの中川原水辺公園管理費で、

浄化槽のプロアー修繕という工事でございます、8万2,000円の追加でございます。

7款1項2目地域づくり推進費、補正額320万9,000円の追加。説明欄にあります、まず建築技能者確保対策事業につきましては、加入企業数の減によります追加でございます、46社が42社に減ったということで2万9,000円の追加でございます。それから、イメージアップ事業で、グラウンドとこもれびの里の看板を38万5,000円で整備するというもので、県の振興補助金を20万円いただく予定でございます。それから、こもれびの里総合管理事業のところでは、こもれびの館の畳、ふすま、障子、白アリ対策等の工事が必要ということで、県の補助金をいただきまして、総額279万5,000円で行うというものでございます。

18ページ、8款2項1目道路橋梁維持費、補正額はございませんが、財源の補正で、県貸しから林道債に変わりまして190万円減額でございますし、道の駅の管理費のところでは、事業費確定に伴う過疎債の減が20万円というものでございます。

8款4項1目河川砂防費、補正額7万1,000円の追加。リバープレーヤー委託料ということで、瀬音、槌の子、白川茶屋の3カ所を商工会青年部に委託するものでございます。

9款1項1目非常備消防費、補正額4万円追加。郡の連合演習が10月26日に予定されておりますが、炊き出し訓練の材料等の不足を追加したいというものでございます。

2目消防施設費、補正額4万9,000円追加。神土北コミュニティ消防センターの電気使用料の追加でございます。それから、消防ポンプ自動車整備事業につきましては、起債対象内分がございまして、その分が減額になっておりますし、過疎債の減と施設整備債の追加等でございます。財源補正でございます。

それから、19ページに入りまして、9款1項3目災害対策費、補正額17万1,000円追加。ここは備品購入でございまして、大雨、台風等の避難用告知のスピーカーとアンプを車両2台に取り付けたいというものでございます。

10款1項2目事務局費、教育費の事務局費ですが、補正額28万8,000円の追加。高校生通学バス運行の負担金でございます。

10款2項1目、小学校の学校管理費、補正額110万2,000円の減額でございます。大規模改造事業の設計業務委託料の入札差金による減額でございます。

それから、20ページの11款1項2目林業用施設災害復旧費、補正額143万9,000円の追加。これは大沢林道の災害復旧工事ということで、工事費と事務費等でございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（今井保都君）

村民課長 安江弘企君。

○村民課長（安江弘企君）

議案第66号 平成20年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成20年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,499万5,000

円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,340万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成20年9月16日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、2ページの第1表、それから5ページになりますけれども、事項別明細書の総括を省略させていただきまして、7ページの2の歳入から説明をさせていただきます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険料ですけれども、120万の減額でございます。これにつきましては、8月に本算定をしまして、それによりまして減額をさせていただいております。

2目退職被保険者等国民健康保険料ですけれども、30万円の減額でございます。

3款1項1目療養給付費等負担金ですけれども、518万円の減額でございます。これは、療養給付費の負担金と、それから高額医療費共同事業の負担金の減額でございます。

4款1項1目の療養給付費交付金ですけれども、補正額1,110万円でございます。

次のページへ行きまして、6款2項1目の療養給付費等負担金ですけれども、480万の減額でございます。

7款1項1目の高額医療費共同事業交付金ですけれども、補正額1,912万円の減額でございます。これにつきましては、当初予算を組むときに、国保連合会の方からそれぞれ指示をいただきましたけれども、ことしに入ってから変更ということで通知をいただきましたので、それに合わせて減額をさせてもらうものでございます。

2目の保険財政共同安定化事業交付金ですけれども、175万6,000円の増額でございます。これも国保連合会からの算定でございます。

10款1項1目の繰越金ですけれども、274万9,000円の補正でございます。

9ページに行きまして、3の歳出で、2款1項1目の一般被保険者療養給付費ですけれども、補正額がゼロでございます。財源補正ということで、国庫支出金で、前年度の療養給付費交付金ですけれども、財源とさせてもらって一般財源を減額させていただきます。

それから、2目の退職被保険者等療養給付費ですけれども、1,000万の増額でございます。

4目の退職被保険者等療養費ですけれども、10万円の補正をさせていただきます。

2款2項1目の一般被保険者高額療養費でございますけれども、1,470万円の減額をさせていただきます。

2目の退職被保険者等高額療養費ですけれども、補正額70万でお願いいたします。

次のページ、3款1項1目の後期高齢者支援金ですけれども、補正額19万3,000円追加で、これも額の確定の通知がありまして、不足するということで補正をさせていただくものでございます。

4款1項1目の前期高齢者納付金でございますけれども、補正額1万9,000円。これも通知をいただいた額に合わせるということで、補正をさせていただいております。

それから、5款1項1目の老人保健医療費拠出金、補正額88万3,000円でございますけれども、これも通知をいただいた額に合わせて補正をさせていただいております。

11ページになりますけれども、7款1項1目の高額医療費共同事業医療費拠出金ですけれども、

補正額1,912万円の減額ということで、これも通知をいただいた額に合わせさせていただいております。

4 目の保険財政共同安定化事業拠出金ですけれども、175万6,000円の補正でございます。

10款 1 項 3 目の償還金ですけれども、補正額517万4,000円ということで、前年度の精算金をお返しするものでございます。

議案第67号 平成20年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）。平成20年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ894万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,374万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成20年9月16日提出、東白川村長。

2 ページの第1表、それから4ページになりますけれども、事項別明細書の総括の説明を省略させていただきまして、5 ページの2 の歳入から説明をさせていただきます。

7 款 1 項 1 目繰越金894万6,000円、前年度の繰越金です。

3 の歳出ですけれども、7 款 1 項 2 目給付費償還金838万3,000円の補正でございます。これは前年度のもらい過ぎた分をお返しする分でございます。

3 目の交付金償還金ですけれども、56万3,000円の補正ということで、これも前年度にもらい過ぎたものをお返しするものでございます。

議案第68号 平成20年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）。平成20年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ982万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,852万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成20年9月16日提出、東白川村長。

2 ページの第1表、それから4 ページの事項別明細書の総括を省略させていただきまして、5 ページの2 の歳入から説明をさせていただきます。

3 款 1 項 1 目繰越金87万4,000円の補正でございます。

5 款 1 項 1 目分担金、補正額80万ですけれども、これは加入者分担金ということで、2 戸分でございます。

9 款 1 項 1 目の雑入815万5,000円ですけれども、農道改良による水道管の布設に係る管移転補償費ということで、雑入で計上させていただきます。

次のページ、3 の歳出ですけれども、2 款 1 項 1 目の東白川村簡易水道建設事業費、補正額が815万5,000円の補正ですけれども、これにつきましては、宮代農道の改良工事、約190メートルですけれども、農道の改良工事に伴う布設がえ工事が必要ということで計上をさせていただき

3 款 1 項 1 目の施設維持管理費167万4,000円の補正ということになりますけれども、内容的には、施設修繕で3件、それから委託料として推進検査と水道施設の保守点検ということで補正をさせていただきます。以上でございます。

○議長（今井保都君）

途中ですけれども、ここで暫時休憩をとりたいと思います。午後は1時から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

午前11時56分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（今井保都君）

それでは、午後の会議をただいまより再開いたします。

○議長（今井保都君）

国保診療所事務局長 安江裕尚君。

○診療所事務局長（安江裕尚君）

議案第69号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）。平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,069万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億534万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成20年9月16日提出、東白川村長。

2 ページ目の第1表と4 ページ目の事項別明細書 総括を省略させていただきまして、5 ページ目、2 の歳入から説明をさせていただきます。

5 款 2 項 1 目医療設備等整備基金繰入金、これにつきましては、CTのレントゲン機の現像機の更新によるものでございます。備品購入に充てるための基金の繰り入れでございます。

7 款 1 項 1 目雑入、病院事業会計の引継金ということで、歳出の手当等に充当させていただく金額でございます。補正金額は1,024万8,000円増でございます。

続きまして6 ページ目、3 . 歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費、補正金額18万6,000円の増額。これにつきましては、一般職員の昇格分の1万1,000円と、それから共済費の追加分の17万5,000円でございます。

それから2 款 1 項 1 目、補正金額1,051万2,000円の増額。これにつきましては、給料が3万4,000円、これは昇給分と、それから職員の手当606万1,000円。内容につきましては記載してありますけど、扶養手当の方の1名分の1万2,000円、それから期末勤勉手当の方の335万9,000円と191万4,000円、これは4名分の期末手当でございます。それから児童手当、1名分6万円。それから、超勤手当につきましては43万2,000円、これは研修職員の超勤の手当分でございます。そ

れから、退職手当の組合の負担金132万3,000円の減額。これにつきましては、組み替えをさせていただきました。それから、業務当直手当につきましては20万7,000円。これにつきましては、当直手当の方が増額しましたので、その分の補正です。特殊勤務手当174万6,000円。これにつきましても、見通しでちょっと足らなくなってきたということで、174万6,000円の増額でございます。それから、医師手当の151万9,000円につきましては、当初の金額に特殊勤務手当の分が入っていましたので、その分の減額をさせていただきました。それから、単身赴任手当12万3,000円の減額。これにつきましては、該当者がなくなりましたので、その減額でございます。それから、時間外診療手当ですが129万6,000円。これにつきましては、基本額が下がりましたので、その金額に合わせて増額させていただきました。それから共済費、職員の共済組合負担金ですが120万8,000円ということで、これは退職手当等の組合の方から組み替えをしております。それから、7ページ目の一番上ですが、職員共済組合の追加負担金233万9,000円、これについては確定分の補正でございます。それから、備品購入費でございますが45万円ということで、医業用備品、CTのレントゲン機の買い換えということで45万円。それから、19節の負担金、補助及び交付金ですが42万円。これにつきましては、研修職員の方の負担金の確定による増額でございます。以上でございます。

○議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 安倍徹君。

○4番（安倍 徹君）

一番最後に説明がありました病院事業会計の補正について質疑ではございませんが、要望として、これは当初予算の組み込みの時点での計算の違いといいますが、それによって発生したものでございますが、先ほど私が質問しましたように、病院会計は非常に厳しいということで、予算を組む時点で給与費の占める割合、あるいはそういうものがどうであるかということを検討する上で絶対にこれは欠かせない仕事だと思えます。予算計上をする時点において、ただ経費をやりくりするだけではなく、その金額がどのように配分をして、これで適正であるかどうかを検証を、特にほかの課はともかくも、この病院事業会計については新しい会計であるということ、それから今後非常に厳しいということの2点から、来年度組まれるときは前年度のものと比較し、給与が適正であるのか、あるいは給与費の占める割合はどうであるのかというようなことまで検討を加えながらしていただきたいなあとと思うわけでございます。このものについては説明を受けておりますので、改めて質問はいたしません、ただその説明を受けた時点でそのことを感じましたので、ここで申し添えておきます。以上でございます。

○議長（今井保都君）

事務局長。

○病院事務局長（安江裕尚君）

全く今言われたとおりのことでございます。当初に、4名分でしたけど、期末手当の分を落としておりまして、私の計算ミスというか、チェックミスということで、大変御迷惑をかけまして申しわけないですが、今後とも気をつけてやりますので、よろしくお願いします。

○議長（今井保都君）

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から、議案第69号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）までの5件について一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から、議案第69号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）までの5件は、原案のとおり可決されました。

議案第70号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井保都君）

日程第21、議案第70号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで、安江教育長に申し上げます。

この件は、教育長に関する事件ですので、退席されますようお願いを申し上げます。

〔教育長 安江雅信君 退場〕

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

それでは、議案第70号を御説明申し上げます。

東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成20年9月16日提出、東白川村長。

記、氏名、安江雅信、生年月日、昭和29年9月4日。

これは任期がまいりますので、引き続き教育委員に任命をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第70号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

安江雅信君の入室を求めます。

〔教育長 安江雅信君 入場〕

安江雅信君の東白川村教育委員会の委員の任命につき議会が同意したことを報告します。

ここで、安江雅信君にあいさつをいただきます。

○教育長（安江雅信君）

それでは、一言ごあいさつをさせていただきます。

ただいまは、教育委員の任につきまして御同意をいただけたとの通告をいただきました。本当にありがとうございました。

村の方でも小学校の大規模改造事業とかの新規の事業を控えていますし、県は財政難の中での教育を含めました勤務評価、それから国では新しい学習指導要領への移行、こういった時期に担当をさせていただきますことにつきましては、不安もありますけれども、一生懸命に取り組ませていただきますので、どうか議会の皆様の御指導と御鞭撻をいただきますようお願いをしまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。今後ともどうかよろしくお願いいたします。

また、村長さんを初め参事さん、各課長さん方には、ただいま議会の皆様に申し上げたとおりでございますが、一生懸命に務めさせていただきますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

認定第2号から認定第7号までについて（提案説明）

○議長（今井保都君）

日程第22、認定第2号 平成19年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第27、認定第7号 平成19年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を、決算認定関連として一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

認定第2号 平成19年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について。平成19年度東白川村一般会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成20年9月16日提出、東白川村長。

認定第3号 平成19年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成19年度東白川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成19年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成19年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成19年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを上程いたします。

それでは、別冊によって御報告いたします。

平成19年度決算説明

本日、ここに東白川村議会第3回定例会に、平成19年度一般会計並びに特別会計5会計の決算認定議案を提出し、過ぐる平成19年度における村政の概要と予算執行の結果を御報告いたします。

平成19年度は、人口が減少し、少子・高齢化が進み、日本の地方、そして国全体を取り巻く環境が本当に厳しいものになってきた年と言えます。折から景気も後退局面に入り、村民の皆様には将来の生活に対する不安感が高まってきていると認識しております。

また、少しずつ議論が進んでいます道州制への移行も十分に見据えながら、地方分権や財源移譲などの地方を取り巻く環境の変化をしっかりととらえ、これに対応していくため、持続可能な財政構造の構築を図るべく、ここ10年間で最も規模を圧縮した緊縮型予算の中ではありましたが、「安心して暮らせる東白川」の実現を目指し、組織の一部変更と人事の刷新を行いました。その上で、「自分の地域は自分でよくし守っていく体制づくり」「ないものねだりをやめて、あるもの探しの村づくり」「本物の田舎を全国に発信する」を基本理念に、村民の皆様から知恵と工夫をいただくとともに、議員の皆様のご理解と御協力をいただいて事業を進めてまいりました。

幸いにも大きな災害もなく、順調に各事業が実行できましたことにつきまして、議会の皆様を初め村民各位の多大なる御尽力に感謝を申し上げ、以下、決算について、その大要を申し述べます。

第1 総括

一 般 会 計 歳入総額 21億5,831万5,681円

同	歳出総額	18億6,597万5,640円
同	差引残額	2億9,234万41円
国民健康保険特別会計	歳入総額	3億8,496万7,495円
同	歳出総額	3億2,477万6,601円
同	差引残額	6,019万894円
老人保健特別会計	歳入総額	4億214万7,591円
同	歳出総額	3億8,749万3,917円
同	差引残額	1,465万3,674円
介護保険特別会計	歳入総額	2億3,273万7,651円
同	歳出総額	2億911万7,839円
同	差引残額	2,361万9,812円
簡易水道特別会計	歳入総額	1億4,945万2,264円
同	歳出総額	1億3,715万8,026円
同	差引残額	1,229万4,238円
下水道特別会計	歳入総額	2,101万7,174円
同	歳出総額	1,826万5,171円
同	差引総額	275万2,003円
特別会計合計	歳入総額	11億9,032万2,175円
同	歳出総額	10億7,681万1,554円
同	差引残額	1億1,351万621円
総	額 歳入総額	33億4,863万7,856円
同	歳出総額	29億4,278万7,194円
同	差引残額	4億585万662円

第2 一般会計

平成19年度予算は、当初予算に病院会計補助金など年度中途の補正を加えた最終予算総額は19億3,844万6,000円で、前年度対比2.2%減となりました。

決算では、歳入歳出差引残高から翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は、前年度より多い2億9,216万2,000円となっております。

歳入では、自主財源の主体であります村税は、固定資産税及び村たばこ税で減額となったものの、村民税個人分に係る税源移譲措置により、前年度より多い2億1,514万7,000円となっております。また、未納額は2,190万2,000円となり前年度より多くなりましたが、滞納整理につきましては、鋭意努力をいたしております。

分担金・負担金は、前年度より533万4,000円減となりましたが、ケーブルテレビインターネットの当初加入分や農道開設負担金が減となったものです。

使用料及び手数料は、前年度より699万2,000円減となりましたが、これは主に母子センター使用

料が利用者減少により400万円減、エコトピア住宅使用料で18年度繰り上げ償還があった分300万円減となったためです。

財産収入は、土地貸付料、村有林生産材売払収入、それぞれ増額となり、前年度より248万8,000増となりました。

繰入金では、三重県香良洲町との交流の一環として行ってきた海・山ふれあいの森の分収契約を見直したため、その運営のための基金4万8,000円を取り崩しました。

諸収入は1,506万8,000円の増となりましたが、主に災害復旧工事前払戻入金やコミュニティ助成金等、雑入関連の増によるものです。

以上、自主財源の総額は5億3,769万円で、歳入総額の24.9%で、前年度より7.7%増となっています。

依存財源は16億2,070万7,000円で、歳入総額の75.1%となり、前年度より0.8%増となっており、そのうち歳入全体の55%を占めます地方交付税は、新型交付税の導入の中で条件不利地域への配慮措置等があり、前年度より5,814万円増となりました。

地方譲与税は、いわゆる三位一体の改革の移行過程の措置として設置された所得譲与税が村民税への税源移譲により廃止されたため、前年度より2,188万円の減となりました。

国庫支出金は、災害復旧工事負担金の減額等により、164万5,000円の減額となりました。

県支出金は、災害復旧事業費補助金、選挙費委託金等の増により、3,786万6,000円の増額となりました。

村債は、過疎債等借入れが少なかったため、5,507万5,000円の減額となりました。

次に歳出では、決算総額18億6,597万6,000円は、前年度より3.6%減となりました。このうち人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、合計で前年度より6.2%減となりました。

維持補修費は、村道維持補修費や小学校施設営繕費等の増により72.6%の増となりましたが、この維持補修費は、施設の老朽化に伴い今後も増加することが予想されます。

投資的経費は、有線電話施設撤去工事、コミュニティ消防センター整備工事等の完成により18.7%の減となりました。

積立金と投資及び出資金、貸付金の留保的経費は、財政調整基金積立金の増等により80.1%の増となりました。

以上、一般会計の決算概要を申し上げましたが、限られた財源の中で、議員の皆様、村民の皆様から知恵と工夫をいただきながらの予算執行となりました。

第3 国民健康保険特別会計

歳入では、全体の26.5%を占める保険料は前年度より0.9%減額となりましたが、23.6%を占める国庫支出金が前年より16.9%増、20%を占める療養給付費交付金が前年より8.3%増により、前年度より3,371万4,000多い3億8,496万7,000円となりました。

保険料収納率は、現年度分96.8%で前年度より0.4ポイント上がりましたが、この滞納整理につきましては、村税とともに引き続き努力しているところであります。

歳出では、全体の69.7%を占める保険給付費は前年度より326万円増で、前年度より1.5%増となりました。歳出全体では、老人保健拠出金及び介護納付金の前年度より減額となりましたが、共同事業拠出金等の増により3.2%の増となりました。歳入歳出差引残金は6,019万1,000円で、前年度より65%増となりました。

第4 老人保健特別会計

およそ600人を対象としている本会計は、受給者が減少しているものの、受給者1人当たりの医療費は依然として増加傾向にあります。

歳出決算額は、前年度より1.4%減の3億8,749万4,000円となり、1,465万4,000円の繰越金となりました。

第5 介護保険特別会計

要介護、要支援認定者数は、19年度末で127人となり、前年度と比較して14名減となりました。

本会計の歳出全体の92.9%を占める保険給付費は、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費等の減により1億9,418万7,000円で、前年度より0.7%減になりました。

歳出決算額は前年度と比較して5.4%減となり、2,362万円の繰越金となりました。

第6 簡易水道特別会計

本年度は神付集落水道管布設がえ工事を行い、維持管理に努め、安全で清浄な水道水を御利用いただけるよう努力いたしました。

歳出決算額は前年度より1.3%減となり、1,229万4,000円の繰越金となりました。

第7 下水道特別会計

宮代・平西・平東・平中地区の小規模集合排水処理施設の維持管理を行いました。

歳出決算額は前年度より4.5%増で、275万2,000円の繰越金となりました。

むすび

以上のとおり、平成19年度決算について申し上げましたが、高齢化が本格化する中であって地域活力を維持していくためには、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めつつ、地方の創造性・自立性を高め、活力ある地域をつくるための施策の展開が求められています。

平成18年度決算において実質公債費比率が全国で18番目に高い比率となりましたが、平成19年度決算からは財政健全化法による四つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と二つの基準（早期健全化基準、財政再生基準）により財政の健全性が、村会計のみならず一部事務組合や第三セクターへの関連も含めてチェックされることとなりました。4指標で最も注意すべきものは、やはり実質公債費比率ですが、平成19年度決算において、早期健全化基準の25%を下回る22.4%になったことに安堵しているところでございます。いずれにしても、今後とも財政の健全化に努力してまいりますので、何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

平成19年度を総括して、その成果を課ごとに記述してみますと、総務課では、行財政改革として、副村長の廃止や平成18年度末での勧奨等での退職者6名について不補充とし、行政のスリム化を図りましたし、村民センターの屋上防水工事、アスベスト処理工事を行いました。

村民課では、平日の開庁時間のみに行っていた住民票、印鑑証明書の交付を電話予約で受け付ける体制を整備し、住民サービスの向上を図りましたし、住民基本台帳ネットワークシステムの機器更新による安定的・効率的運用の確保や、新生児用黄疸検査機器を整備し、母子健康センターサービスの充実を図りました。

産業建設課では、農地・水・環境保全向上対策事業等による農地保全、森林整備地域活動支援交付金や山・川・海思いやりの森造成運動などの事業による森林保全、啓蒙活動、イメージアップ事業での観光パンフレット作成、清流荘世帯用改修工事による施設の効率的利用や、災害復旧事業、地籍調査事業等を行いました。

教育委員会では、園児、児童、生徒が、安全で安心して保育園、学校生活が送れる対策として、みつば保育園駐車場舗装工事、小学校校舎屋上防水工事、小学校体育館耐震補強実施設計策定業務、中学校体育館耐震補強工事等を行いました。特に小学校では、放課後子ども教室を導入し、グループ遊びやスポーツなどをして過ごした後、全員一斉に集団下校する仕組みづくりをして事業を推進し、下校時の安全を高めることに努めました。

また、はなのき会館ホール事業として、3年ごとの計画としている文化講演会を、東海林のり子先生をお招きし、実施しました。

以上、限られた予算で効率的な行財政運営ができましたことも、ひとえに議会を初め国・県御当局の御指導、御支援と村内諸団体並びに村民皆様の御理解、御協力、さらには職員各位の熱意ある不断の努力のおかげでもあり、深く感謝する次第であります。何とぞ十分なる御審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げ、決算説明といたします。

平成20年9月16日、東白川村長。

○議長（今井保都君）

会計管理者 安江清高君。

○会計管理者（安江清高君）

平成19年度東白川村決算書をごらんいただきたいと思います。

決算書の2ページをお開きいただきますと、平成19年度東白川村一般会計歳入歳出決算書がつけてあります。

最初に、1款の村税ですけれども、3ページの収入済額の欄で2億1,514万6,747円、不納欠損額が17万9,500円、収入未済額2,190万1,924円。これは調定額から収入済額と不納欠損額を引いた額で、いわゆる滞納額に当たります。予算現額と収入済額との比較が678万6,747円で、これは歳入超過と言われるもので、翌年度の繰越財源になります。

あと、以下は款の収入済額のみを朗読させていただきます。

2 款地方譲与税3,415万7,000円。

3 款利子割交付金108万円。

4 款配当割交付金95万2,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金60万1,000円。

6 款地方消費税交付金2,897万3,000円。

7 款自動車取得税交付金1,829万5,000円。

8 款地方特例交付金107万6,000円。

9 款地方交付税11億8,667万2,000円。

10款交通安全対策特別交付金55万8,000円。

11款分担金及び負担金2,859万9,401円。この収入未済額71万2,500円は、C A T V加入者負担金の未収分です。

12款使用料及び手数料7,328万2,261円。この収入未済額の560万5,694円は、有線の使用料、C A T Vの使用料、それから一時保育料、エコトピア住宅使用料でございます。

13款国庫支出金4,212万9,387円。この未済額の792万2,000円につきましては、小学校体育館耐震補強事業補助金の翌年度に繰り越しされた部分でございます。

それから、14款県支出金 1 億8,348万8,460円。ここの未済額の750万円は、未整備森林緊急公的整備導入モデル事業というもので、これも平成20年度に繰り越しとなっている部分でございます。

次の6 ページに行きまして、15款財産収入955万9,570円。

それから、16款寄附金135万5,717円。

17款繰入金 4 万8,270円。

18款繰越金 1 億7,255万5,338円。

19款諸収入3,706万1,530円。ここの収入未済額 1 万1,376円につきましては、C A T Vのデータ販売代金とC A T V宅内工事費の未収分です。

20款村債が 1 億2,272万5,000円。ここの900万円の収入未済額は、過疎債で、小学校体育館耐震補強事業の部分で、これも平成20年度に繰り越しされた分でございます。

歳入合計が21億5,831万5,681円となっております。

8 ページから歳出ですが、1 款議会費で、9 ページの支出済額の欄が3,176万8,594円、不用額79万5,406円、予算現額と支出済額の比較79万5,406円。これは予算から支出済額を引いた額で、翌年度の繰越財源となる額でございます。

以下は支出済額の欄のみを朗読させていただきます。

2 款総務費 3 億4,228万5,582円。

3 款民生費 3 億1,375万9,457円。

4 款衛生費 2 億7,654万1,163円。

6 款農林水産業費 1 億9,332万9,444円。ここの翌年度繰越額の750万円は、未整備森林緊急公的整備導入モデル事業の分でございます。

7 款商工費3,283万2,789円。

8 款土木費6,405万6,279円。

9 款消防費6,463万902円。

10ページの方へ行きまして、10款教育費 1 億4,265万5,414円。ここの翌年度繰越額1,710万円が

ありますが、これは小学校体育館の耐震補強事業分でございます。

11款災害復旧費7,125万3,231円。

12款公債費 3 億3,286万2,785円。

14款予備費はありません。

歳出合計額が18億6,597万5,640円。

歳入歳出差引金額、10ページの下のところですが、2 億9,234万41円、基金繰入額はゼロでございます。

12ページの説明は省略をしまして、14ページの国民健康保険特別会計でございます。

歳入ですが、1 款の国民健康保険料 1 億208万151円、収入未済額は2,207万6,267円。

2 款使用料及び手数料 5 万2,100円。

3 款国庫支出金9,092万8,330円。

4 款療養給付費交付金7,692万9,006円。

5 款県支出金2,351万23円。

6 款共同事業交付金2,985万6,311円。

7 款財産収入16万2,729円。

8 款繰入金2,470万3,152円。

9 款繰越金3,648万9,732円。

16ページへ行きますして、10款諸収入25万5,961円。

歳入合計が 3 億8,496万7,495円です。

それから18ページへ行きますして、歳出、1 款総務費、19ページの支出済額の欄は516万9,335円。

それから、2 款保険給付費 2 億2,644万2,936円。

3 款老人保健拠出金4,561万7,563円。

4 款介護納付金1,652万116円。

5 款共同事業拠出金2,891万1,742円。

6 款保健事業費189万5,169円。

7 款基金積立金15万9,000円。

8 款諸支出金 6 万740円。

9 款予備費ゼロでございます。

20ページの下欄へ行きますして、歳入歳出差引残額が6,019万894円、うち基金繰入金はゼロ。

22ページの説明は省略しまして24ページに行きますが、老人保健特別会計の歳入で、1 款支払基金交付金 2 億103万1,538円。

2 款国庫支出金 1 億3,315万2,649円。

3 款県支出金3,315万9,123円。

4 款繰入金3,307万6,000円。

5 款繰越金172万8,281円。

6 款諸収入はなしです。

歳入合計が 4 億214万7,591円。

26ページの歳出です。

総務費が105万6,172円。

医療諸費 3 億8,641万4,690円。

諸支出金 2 万3,055円。

予備費はなしで、歳出合計 3 億8,749万3,917円。

歳入歳出差引残額1,465万3,674円、基金繰入金ゼロでございます。

28ページは省略をしまして、30ページをお願いします。

介護保険特別会計の歳入ですが、1 款保険料3,514万4,800円、収入未済額が38万1,600円。

2 款使用料及び手数料ゼロ。

3 款国庫支出金5,657万1,150円。

4 款支払基金交付金6,234万3,477円。

5 款県支出金3,180万1,075円。

6 款繰入金3,457万1,000円。

7 款繰越金1,189万671円。

8 款諸収入38万9,000円。

32ページへまいりまして、10款財産収入 2 万6,478円。

歳入合計が 2 億3,273万7,651円でございます。

34ページが歳出で、1 款総務費697万9,693円。

2 款保険給付費 1 億9,418万6,533円。

3 款財政安定化基金拠出金22万7,724円。

4 款基金積立金 2 万7,000円。

5 款地域支援事業費313万1,010円。

6 款公債費ゼロ。

7 款諸支出金456万5,879円。

8 款予備費はゼロ。

歳出合計 2 億911万7,839円。

歳入歳出差引残額2,361万9,812円、うち基金繰入金がゼロでございます。

36ページは省略をさせていただきます、38ページをごらんいただきたいと思います。

簡易水道特別会計の歳入でございます。

1 款使用料及び手数料5,237万2,537円、収入未済額56万8,483円。

繰入金8,060万円。

繰越金849万9,183円。

財産収入972円。

5 款分担金及び負担金97万8,000円。

9 款諸収入700万1,572円。

歳入合計 1 億4,945万2,264円。

40ページですが、歳出で、1 款総務費1,265万1,934円。

2 款簡易水道事業費710万100円。

3 款施設維持管理費1,238万4,995円。

4 款公債費 1 億502万997円。

5 款予備費ゼロ。

歳出合計 1 億3,715万8,026円。

歳入歳出差引残額1,229万4,238円、基金繰入金ゼロでございます。

42ページの朗読は省略させていただきます、44ページ、下水道特別会計の歳入、1 款使用料及び手数料745万5,600円。

2 款繰入金1,143万7,000円。

3 款繰越金212万2,879円。

4 款財産収入1,695円。

歳入合計2,101万7,174円。

46ページですが、歳出で、1 款総務費597万3,727円。

2 款施設維持管理費443万4,828円。

3 款公債費785万6,616円。

4 款予備費ゼロ。

歳出合計1,826万5,171円。

歳入歳出差引残額275万2,003円、うち基金繰入額ゼロ。

48ページの説明は省略させていただきます。以上でございます。

○議長（今井保都君）

本件について、監査委員の決算審査結果及び意見について報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成19年度決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、平成19年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。平成20年9月16日提出、東白川村監査委員 安江正彦、東白川村監査委員 熊澤光介、東白川村長 安江眞一様。

別冊で意見書を出しておりますので、朗読します。

平成19年度決算審査意見書。

1 . 審査の対象 平成19年度東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計及び下水道特別会計。

２．審査の時期 平成20年 8月25日、26日の２日間。

３．審査の方法 審査に当たっては、決算書、附属書類、関係諸帳簿及び関係書類により審査を行い、担当職員に説明を求め、決算計数の正確性、収支の合法性及び予算執行の妥当性の確認を行いました。

４．審査の結果 各会計とも決算は、関係諸帳簿及び証拠書類とすべて符合し、正確かつ合法的処理されており、財産の管理状況、予算執行も適切であったと認めます。

５．決算の概要

総括 平成19年度予算は、安江眞一村長が「安心して暮らせる東白川」を目指し、「自分の地域は、自分でよくし守っていく体制の支援」「地域と行政がさらに連携し、同じ目線での村づくり」「本物の田舎を全国に発信し、村の活性化を図る」の方針で初めて策定された予算です。厳しい財政状況の中ですので、費用対効果を念頭に行政サービスの取捨選択と「入りをはかりて出ずるを制す」の経済原則を加味しながら予算の執行が行われました。

平成19年度の会計決算は、一般会計、歳入21億5,831万5,681円、歳出18億6,597万5,640円、差引残額 2億9,234万41円。特別会計（５会計）で、歳入11億9,032万2,175円、歳出10億7,681万1,554円、差引残額 1億1,351万621円。合計、歳入33億4,863万7,856円、歳出29億4,278万7,194円、差引残額 4億585万662円になります。

平成19年度の実質収支額は 2億9,216万2,000円で、前年度と比較すると金額で 1億2,014万3,000円の増加となっています。

繰越金は多ければよしとするものではなく、実質単年度収支では、３～５％が望ましいとされています。この決算では10％を超えていますので、多過ぎということも考えられますが、村の場合は、次のことも考慮に入れなければなりません。

一昨年、実質公債費比率が県下ワーストワンと公表され、現在財政の立て直しが図られているところですが、本年度の実質公債費比率は22.4％で、昨年の比率25.3％と比較すると2.9ポイント改善されています。なお、この比率の単年度を比較しても、17年度26.3、18年度22.6、19年度18.5となっており、着実に減少しています。

近年、大雨等による集中豪雨で大規模な災害も発生しています。また、後年度予定されている小学校の大規模改造事業などに備え、財政調整基金の積み立てが前年度の倍額の4,000万円となっています。昨年度は結果として、投資的経費である普通建設費が10％を下回り、窮屈な財政運営を余儀なくされていますが、前に述べたような理由でやむを得ないものと思います。

多額の繰越金で出た主な理由は、地方交付税が予算計上額以上に確保できたこと。人件費の削減ができたこと（助役制度の廃止による副村長は置かない。退職職員の不補充等）。需用費などの経常経費の節減を図ったことなどです。

一方、村民が負担すべき費用のうち、年度内に納められなかった額は、一般会計、特別会計を合わせて5,197万円で、前年度と比較して509万4,000円（約11％）増加しています。村税、国民健康保険料、介護保険料、簡易水道料金、CATV使用料、エコトピア住宅使用料に加え、保育料でも

滞納が発生しています。この額は、村全体の歳入となるべき額の1.5%に当たります。担当課では、滞納家庭への訪問、記録を作成し、分割納付の督促等懸命な努力は評価しますが、それでも年々増加していますので、抜本的な対策も必要と思います。今年度から滞納整理対策会議を設置し、全庁的に取り組むとの話ですので、適切な徴収業務を行い、滞納額をふやさないことで完納者との不均衡が生じないよう一層の努力をお願いします。

以下、各課別に申し上げます。

(1)総務課

平成19年度末起債残高は、一般会計26億1,655万3,000円、特別会計（病院会計含む）18億4,411万3,000円であり、総額は44億6,060万6,000円で、これらの平成19年度償還元金は3億5,464万4,000円であります。19年度に新たに起こした起債は1億2,272万5,000円ありますが、起債残高は年々減少していますので喜ばしいことです。

村民センターの耐震調査が実施され、強度不足の結果が出ているようです。この施設は、CATV施設の拠点でもあり、農協の施設でもあります。今後、耐震補強の方法等が検討されると思いますが、早急な対応が必要と思います。

(2)村民課

平日の開庁時間にのみ行われていた住民票、印鑑証明書の交付事務が、プロジェクトチームの発案で平日の夜間、祝祭日にも電話予約で交付が受けられるようになったことは、昼間都合で登庁できない人への配慮であり、サービスの向上であるので評価します。

簡易水道の利用については年々増加し、月平均使用料金も前年度に比較し2.5%伸びています。

環境対策のうち、合併浄化槽の普及については、本年度も10基が設置され、普及率も71.7%になりました。また、白川の河川清掃も2回実施され、約700名の方が出席されています。これは「清流白川は、自分たちが守る」という気持ちのあらわれですので、さらに普及をお願いします。

(3)産業建設課

今年度から実施されている農地・水・環境保全対策事業は、それぞれ農道の砕石敷設や、のり面保護、水路の整備等、協定集落の話し合い活動で有効に利用されています。

また、中山間地域直接支払推進事業の集落交付金は、集落の話し合い活動の中で、共同で環境整備作業、高齢者等の農地の草刈り作業など集落全体で農地の保全、導水路の清掃などが実施されています。

森林整備地域活動支援交付金事業の各団地交付金では、団地の森林所有者が共同で林道、作業道の補修、草刈り作業を実施しています。新たに境界の明確化を図る目的で、所有者が立ち会って境界ぐいを設置しています。年々自分の山林を自分で施業する人が少なくなり、また後継者は他の仕事で山林に入る機会が少なくなっているため、ぜひ進めてほしいと思います。追って実施される地籍調査をスムーズに行うためにも必要と考えます。

村の木「ハナノキ」を集中的に植栽し、ハナノキの群生する公園化を目指し、整備する事業は、山・川・海思いやりの森造成事業により実施されました。あいにくの天候でしたが、東白川小学校

との交流のため三重県の小学校がこしも参加し、三重県漁連を初め村内の約400人の皆さんで植樹が実施されました。将来この「ハナノキ公園」が、植樹をした人、また訪れる人のいやしの場として立派に成長するよう格段の配慮をお願いします。

(4)教育委員会

小学校の体育館の耐震補強工事の実設計等が行われ、さらに繰り越し事業ではありますが、工事の発注ができることになりました。前年に実施された中学校の体育館の耐震補強工事を含め、小・中学校の耐震補強計画が20年度末では100%完了したことになり喜ばしいことです。

小・中学生を初め、幼い子供が痛ましい事件や事故に遭遇することは珍しくありません。放課後子ども教室は、低学年の早帰りの日に放課後を学校で過ごし、高学年と一斉に下校する仕組みであり、10名の安全管理委員の協力により実施されています。また、PTAではメール配信の導入やCATVを活用し、地域への呼びかけを行うなど、子供たちの安全対策に積極的に取り組まれています。学校、家庭、地域が一体となって村の子供たちの安全を確保したいものです。

結び。平成19年度の決算審査に当たり提出された資料は、写真、図表等を取り入れ、簡潔でわかりやすく非常に見やすいものでした。この4月に機構改革がなされ、課の事務分掌も大きく変更されていますが、それぞれ簡潔な説明をいただき、また質問にも的確に返答いただきました。心から感謝申し上げます。

厳しい財政状況はまだまだ続くと思われませんが、白川街道の全線2車線化に代表される路網の整備により物流もスムーズになり、交流人口も今後ますます増加すると思われれます。また、情報通信網が完備し、上水、下水もほぼ整備され、「快適な田舎暮らしの環境」は整いつつあります。いまま少し経済の成長に不安がありますが、創意と工夫で、住んでよかった、東白川村最高と実感できるような行政運営を期待し、意見とします。以上です。

○議長（今井保都君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、本日の会議はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。17日は全員協議会開催のため、18日は議案調査のため休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、17日は全員協議会開催のため、18日は議案調査のため休会とすることに決定しました。

17日の全員協議会は午前9時30分から協議会室にて、また19日の本会議は午前9時30分から会議を開きますので、お願いします。

それでは、本日はこれで延会します。

午後2時06分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員